平成２３年（フ）第５０２号
長野市若穂保科大道添2886　ワールド開発工業236号室、住民票上の住所北海道恵庭市文京町２丁目２番25号
債務者　坂東　　聰
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５２０号
札幌市西区発寒13条４丁目１番33号　まりも荘７号
債務者　供野　雄介
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５４５号
札幌市豊平区福住２条11丁目１番18号　若狭方
債務者　藤野　隼人
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５５８号
北海道石狩市樽川３条３丁目92番地　ＰＩＮＯ　Ｍ２　103号、住民票上の住所北海道石狩市花川北５条１丁目103番地
債務者　永田　香織
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５８２号
札幌市北区百合が原９丁目４番12―201号
債務者　岡本　敦至
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５８８号
札幌市白石区平和通２丁目北４番１―305号
債務者　菅野　君仁
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５９１号
札幌市手稲区星置１条２丁目３番２―510号
債務者　菅原　由香
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５９２号
札幌市豊平区美園９条３丁目３番15号　レジデンスワタナベ108号
債務者　玉置　教一
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６２８号
札幌市東区北39条東７丁目３番６号　コーポ津元Ｂ―201号
債務者　大澤　繁子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６５０号
札幌市東区東苗穂９条３丁目10番２号　丸美ハイツ201号
債務者　牛尾　昌子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６５３号
札幌市東区伏古11条４丁目１番13号
債務者　祖川　伸二
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６５９号
札幌市豊平区月寒中央通４丁目４番27―702号
債務者　佐藤　眞弓
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７０７号
札幌市南区澄川２条４丁目12番13号　南澄川パークマンション管理室２Ｆ
債務者　奥　　豊
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７１７号
札幌市中央区南14条西７丁目１番８号
債務者　松井佳代子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６号
山形県酒田市日吉町２丁目１番10号
債務者　鈴木　幸一
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第５８７号
群馬県前橋市総社町植野590番地１　ハイツふじもと107号
債務者　土岐　丈泰
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第３３号
群馬県前橋市広瀬町１―４―１　メゾンノナカ102号室、住民票上の住所群馬県前橋市六供町565番地１
債務者　加藤宇多子（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　前橋地方裁判所